令和３年８月６日

保護者の皆様

こども教育保育課長
（公印省略）

緊急事態宣言措置の延長に伴う就学前教育保育施設の対応について【第60報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、この度、緊急事態宣言の延長を受けて、別紙の「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針（令和３年８月４日変更）」（以下「県対処方針」という）及び本市内就学前教育保育施設の感染状況等を勘案し、下記のとおり取り扱うことといたしますので、ご確認くださるようお願いいたします。

なお、今般、感染症が急速に拡大する状況にあり、保護者の皆様には、可能な限りの登園自粛を依頼し、この場合、自粛に伴う保育料等は減免措置等の対象としているほか、本市においては、保健所における濃厚接触者の特定等の業務を円滑に行うことができるよう、就学前教育保育施設に係る疫学調査を専門に行う疫学調査員を新たに設置し、感染症拡大防止策の強化を図ることといたしました。

本市就学前教育保育施設における感染状況について、下記の県内紙において報道された感染事例と類似の感染事例を複数確認しています。一方、就学前教育保育施設内で陽性者が確認された場合であっても各家庭や施設において感染症対策の徹底が図られていたことにより、園の休業に至らなかった事例も確認しています。

就学前教育保育施設については、国から原則開所が求められる施設ですが、今後、本市就学前教育保育施設における感染状況が悪化する場合、特別保育の実施が必要となることも懸念される状況にあります。

つきましては、８月７日から８月９日までの連休や旧盆を迎えるにあたり、県対処方針をはじめ別添資料を改めて確認くださり、感染症拡大防止の徹底に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本決定事項は８月６日時点のものであり、今後の状況により変更もあり得ることを申し添えます。

記

１　実施内容

別添「県対処方針」、沖縄県緊急共同メッセージ及び「緊急事態宣言に伴う就

学前教育保育施設の対応について（令和３年８月６日変更）」（保護者向け）のとおり。

２　実施期間
令和３年８月６日（金）～同年８月３１日（火）

【県内紙において報道された感染事例】
1，結婚披露宴やパーティーに参加した。
2，県外の人と十数人で飲食した。
3，複数人で車に乗った。
4，友人同士で食事し、終日行動した。
5，ゴルフ後、複数人で会食やランチ会などを行った。
6，十数人の飲食を行った。
7，会食で感染し、職場内で集団感染（クラスター）した。